

側にあるのです。而して是非に應じて
ちりから出した要求はその五名の人の復
職と解雇手当制度の制定外ハ々条であり
ます。

二三、

あまりくはしい説明はしないが解雇手
当制度の要求は無論会社は志やみり職首
にはすまいが然し若し何んぞごとがあ
つてこの不景気に首を切りれるやうなこ
とがあれば是非に困るでやめさす時
には相当の手当が欲しい会社は平素も互
私達が働くことに依つて儲けてゐるので
すからその中から幾分をさして手当とし
て爰此のものは当然では無いでせうか。
そう言ふのが私達もこの事を要求する理
由です。而してその手当制度があれば突
然としても当座困ら無いから安心して働く
ことが出来る。従つて能く北亦おつて
会社と利益になるがを知らぬ。その要求
の一例でも知られる如く私達は決して不
当な要求をしてゐる訳では無い。是れが
でやうなものである。

二三